

通達甲（備・備1・実1）第1号
平成18年6月16日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

警視庁国民保護対策委員会規程の運用について

このたび、警視庁国民保護対策委員会規程（平成18年6月16日訓令甲第21号）が制定され、平成18年6月16日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）に基づき、我が国に対する武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産の保護に当たるとい使命の下、平素から武力攻撃等が発生した場合におけるあらゆる場面を想定し、その状況下における警備要員の招集、部隊の編成及び運用、必要な装備資器材の点検整備等を勘案した諸対策の策定について総合的な角度から検討し、これらの対策の推進を図るため、警視庁国民保護対策委員会が設置されたものである。